死刑制度等内閣の姿勢に関する質問主意書

提出者

保坂

展人

死刑制度等内閣の姿勢に関する質問主意書

九九八年六月十七 日提 出 0 死 刑制度などに関する質問主意書」 は、 同年五月十三日 の衆院法務委員会

での)死刑問 題 集中質疑 その際の 「議論は必要」 との法務大臣答弁などを踏まえ、 論議を深めるための質問

だった。

しかし、政府は参院選が公示された六月二十五日、三人の死刑を執行したと伝えられている。 しかも、 政

府はその執行の報道が事実かどうか、いまなお答弁していない。

こうした姿勢は憲法の定める国民主権にもとる暴挙であり、 今後も繰り返し非難し続けるが、 これまでの

頑な答弁姿勢は果たして、 国民の信を得て選ばれた政治家本来の態度であろうか。

Ł 司 法 試 験や国家公務員試験には合格していても、 決して国民の審判を受けていない 官僚がこうした

暴挙を主導し、 閣僚及び政務次官がこれを見逃しているとすれば、 金融破綻問題と同様 政治家は後に · 大き

なしっぺ返しを受けることになろう。 法務省については、 先の国会で明らかになった片山隼君の交通死亡事

故をめぐる役所窓口のひどい対応と大臣の陳謝は記憶に新しい。 官僚は政治家がしっかりチェ ックしなけれ

ばならないことを改めて示したケースだった。

死刑 (制度などに関する質問主意書」 (以下 「前回質問」とする)に対する八月二十一日付 けの政府答弁

書 (以 下 「答弁」とする)は、 官僚の作文がそのまま答弁となってしまったとみられる箇所が散見され

本質問主意書では、 前回の不十分な答弁をただすとともに、官僚答弁ではなく、 各閣僚の政治的見識 に基づ

き、内閣としての答弁を求める。

一日本の死刑制度

 $\widehat{1}$ 答弁 「一の(1)について」によると、政府は日本で死刑が開始された時期、 状況等については

「承知していない」ようだが、答弁に当たり、 V かなる範囲でどのような調査を尽くしたか、 明ら

かにされたい。

 $\widehat{\underline{2}}$ 「死刑を考える平成七 年度関 弁連 (関東弁護士会連合会) シンポジウム報告書」 では、 日本にお

け Ź 死刑は八一八年から一一六四年まで停止されていたと指摘されてい る。 また団藤 重 光著 \mathcal{O} 死

刑 廃 止 論」にも同様 の指摘がある。「一の(1)について」では「文献によれば」との答弁がある

が、この点については知らなかったのか。

 $\widehat{\underbrace{3}}$ 前回質問 $\lceil - \emptyset \rceil$ は 「戦後、 死刑が太政官布告に従って執行されていることに疑問を呈す

る裁判所の判断が示されたケースはあるか」だったのに、 答弁はケースの有無を答えていない。 改

めて答弁されたい。

 $\widehat{4}$ 答弁「一の(7)及び(8)について」は「調査した範囲では、 具体的な死刑執行の事実に . つ い

て答弁をしたものは見当たらない」としているが、一九六五年十二月二十三日の第五十一回国会衆

院法務委員会での政府答弁は調べたか。

 $\overbrace{5}$ 答弁「一の(9)について」によると、改正刑法草案は 「死刑を存置するとしても、その適用を

なるべく制限するのが望ましいとの考え」に基づいているようだが、どのような理由 からか。

 $\widehat{\underline{6}}$ 答弁「一の(11)について」の「一部に疑義を差し挟む向きもあった」とは、 具体的にどのよう

なことがあったのか。

- $\overbrace{7}$ 経過をたどったか。可決されない理由をどのように考えているか。 答弁「一の(12)について」で言及した刑事施設法案は過去三回の国会提出で、どのような審理
- 8 三度の提出にもかかわらず、可決されない刑事施設法案と本質的に異ならない法意の一九六三年

三月十五日法務省矯正局長依命通達が現在、 有効に運用されていることに疑問は感じない か。 政府

れ 要があるのでは は国会の権能をどのように考えているか。 にばどの ような ない 議 論 か。 が あ いったの か。 なか ったとすれば、 また、 本件について閣内で議論があったか。 内閣として各閣僚 \mathcal{O} 見解を把握 あっ しておく必 たとす

- $\widehat{\underline{9}}$ た、 刑 事 がすべて残っているわけではないので、 7 化して定めたものであって、 例 確定者が精神の安静裡に執行を受けるように配慮するという要請を阻害する典型的なものを類型 答弁「一の(13)について」によると、一九六三年三月十五日の法務省矯正局長依命通達は、 これについて閣内で議論があったか。 る例 は 明ら :を列挙されたい。こうした事例が存在することについて、 が にできな いが、 通達前にその類型に合致する事例があったかなかったか 法益を阻害すると省庁が考えた典型的な 答弁できないということらしい。 あったとすればどのような議論か。 政府 ものを類型化 はどのように考える 同様に担当省庁で具体的 なかったとすれば、 して通達 は、 関係 を出 記 ま 死 録
- 10 ミ関係者と東京拘置所小菅支所 答弁 $\frac{1}{0}$ (15) について」によると、 (当時) の刑場を視察し、 一九六七年八月、 同年十月には 田中伊三次法務大臣 「ただいま二十三人の執行 (当時) が 7 ス コ

内閣として各閣僚の見解を把握しておく必要があるのではないか。

録 命令書にサインした」と発表したかどうか、 を精 査したか。 また、 当 時 Ò 新聞 記事を照会しな 事実関が 係 7 \mathcal{O} の確認はできなかったという。 か。 どの ような方法で事 実関! 係 法務省内の記 \mathcal{O} 調 査 を尽

11 答弁 「一の(18)について」で列記された東京都清瀬市議会、 同小金井市議会、 大阪府 高槻市議

くしたの

か。

政府は行

行政

の継続性をどのように考えているか。

れたことがあるか。 うに受けとめているか。 同泉南市議会、 あったとすればどのような議論 埼玉県新座市議会の死刑制度の廃止等を求める意見書について、 また、 このような意見書が採択されたことについて、 か。 なかったとすれば、 内閣として各閣 閣内で議 政府はどのよ 論 が 僚 カン の見 わ さ

解を把握しておく必要があるのではないか。

一世界的動向

 $\widehat{1}$ が、 検討 は 答弁 「基本的には各国において当該国 されるべきものであり、それぞれの国にお カナダやイタリアが死刑を廃止した理由となった $\frac{1}{\sigma}$ $\widehat{1}$ 及び (2) 並びに (4) の国民感情、 から(6)までについて」によると、 ١ ر 犯罪情勢、 て独自に決定すべきもの」と考えてい 「人間の尊厳を尊重する姿勢」や「人道主 刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に 死刑 制 るようだ 度の存廃

義」 は 「当該国の国民感情、 犯罪情勢、 刑事政策の在り方等」 によって、 国家間で大きな違いがあ

ると認識しているのか。

 $\widehat{\underline{2}}$ 答弁「二の (10)について」によると、米国テキサス州においては、 死刑執行に関する情報は原

則として公開であり、 死刑確定者が希望する親族などの立ち会いも許されている。 日本の現状とあ

まりにもかけ離れているが、このような状況について、政府はどのように考えているか。また、こ

れについて閣内で議論があったか。 あったとすればどのような議論か。 なかったとすれば内閣とし

て各閣僚の見解を把握しておく必要があるのではないか。

三 戦争と死刑

 $\widehat{1}$ 答弁 $\frac{\exists}{\varnothing}$ (1) について」によると、 日中戦争や太平洋戦争中の捕虜などの取り扱 いについて

は 「断片的な記録しか残っていないため、 政府として確定的な判断を行うことは困難である」とい

うが、 戦前、 戦中の閣議や旧軍の意思決定機関の会議録などには捕虜などの取り扱いについて、明

確な記載がないということか。 もしないとすれば、それは関係記録が現在防衛庁にあるような大き

な焼却炉で燃やされてしまったのか、それとも元々決まっていなかったのか。

- $\widehat{\underline{2}}$ 捕 虜等の数は 答弁「三の 「正確 (2) について」によると、 な記録が見当たらない」ということだが、 日中戦争や太平洋戦争中、 それは関係記録が大きな焼却 日本軍が殺害した連合国 炉 で燃 側 \mathcal{O}
- $\widehat{\underbrace{3}}$ 日中戦争や太平洋戦争中の捕虜等の取り扱い、 殺害者数などをただした前回質問に対し、政府は

やされてしまったのか、それとも元々ないのか。

- どのような調査を尽くしたか、明らかにされたい。
- $\overbrace{4}$ 答弁 「三の(10)について」の 「様々な資料等」とは何を指すのか。
- $\overbrace{5}$ ようにして正確に把握したのか。 ない」ということだが、 とんどは 答弁 $\frac{\Xi}{\mathcal{O}}$ 「原資料との同 (11)について」によると、 答弁「三の 一性が確認されたものではなく、 (4) について」で明らかにした各裁判国別の死刑者数はどの 法務省が保管しているBC級戦犯裁判に関する資料のほ 内容の正確性についての保証が十分では
- $\widehat{\underline{6}}$ 高 人間と人間との関係を規律する最高の道徳律」と解釈している。 答弁「三の(12)について」によると、政府は日本国憲法前文の「人間相互の関係を支配する崇 な理想」を 「友愛、 信頼、 協調というような、民主的社会の存立のために欠くことのできない、 官僚が一部刑事責任を問われるな

法 どの接待を繰り返し受けたり、 のために欠くことのできない、人間と人間との関係を規律する最高の道徳律」に基づく行為か。 をそれ以上できないようにしたりすることは「友愛、 0) 玉 政 調査の基本的事項について 役所をめぐる背任事件の証拠書類を大きな焼却炉で燃やしたり、立 個 ID 々、 具体的な事項は答弁を差し控えたい」と言って 信頼、 協調というような、 民主的社会の存立 調

- $\overbrace{7}$ \\ \ 現在の官僚は「友愛、信頼、 人間と人間との関係を規律する最高の道徳律」を遵守していると断言できるか。 協調というような、民主的社会の存立のために欠くことのできな
- 8 きない、人間と人間との関係を規律する最高の道徳律」とは関係がないと本当に思ってい ようだが、 答弁「三の 死刑制度と「友愛、 (13) について」によると、 信頼、 協調というような、 死刑制度と平和主義の理念とは関係がないと考えている 民主的社会の存立のために欠くことので るの か。
- $\widehat{9}$ 制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位 存する権利を有することを確認する」という部分と死刑の存続、 を占めたいと思ふ。 答弁「三の(14)について」によると、 われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生 日本国憲法前文第二段の「われらは、平和を維持 情報公開の具体的程度についての 専

以上、 断され 政府の態度とは関係がないとしている。 いう答弁はこうした官僚の「専制」「圧迫」「偏狭」を隠す意図か。 たとしても、 死刑の執行には官僚の その執行は官僚にゆだね 「専制」「圧迫」「偏狭」が存在する余地が十分ある。 ۲, かに死刑制度が違憲ではなく、 られ、 どのように行われてい 三審制の裁判で慎重 るか情報が公開 関係がな され いと 定判 ない

10 の悪 前 塚博元大蔵大臣 **庁背任事件、** に報告を受けたとされるが、 繰り返し官僚に対する不信感を指摘してきたが、それは死刑問題に限らず、金融破綻問題、 \ \ 情報を公開しないことに由来している。 大蔵省接待汚職、 は山 証券の自主廃業について、それをスクープした日本経済新聞 それでいいと考えているか。 薬害エイズ事件、 どのように考えるか。 公安警察の在り方などで、 読売新 官僚が自分たちに 聞 の報道によれ \mathcal{O} 朝刊 が ば、 届 でして · 都合 防 衛 三

ればどのような議論 続 発する官僚の不祥事を踏まえ、 か。 か。 なかったとすれば、内閣として各閣僚の見解を把握しておく必要があるの 官僚の在り方などについて閣内で議論が あったか。 あったとす

 $\widehat{11}$ 答弁 $\frac{1}{2}$ (17) について」の 「法律の定めるところに従って特定の公務員がその職務上武器を

使用することが許され、 必要やむを得ず人を死に致すような行為を行う場合」とはどんな場合か。

1 かなる公務員が担当するのか。

兀 絞首刑

 $\widehat{1}$ 答弁「四の(1)について」で指摘の刑法第十一条第一項の制定経緯、 当時の行政府の考え方を

明らかにされたい。

 $\widehat{\underline{2}}$ 答弁 「四の(2)について」の「多数の国」とはどこの国を指すのか。

 $\widehat{\underbrace{3}}$

答弁

「 四 の

ンによる斬首以上に残虐な刑罰とされていたことについて「承知していない」というが、 どのよう

(3)について」によると、ナチス政権下のドイツにおいて、

絞首刑が銃殺やギロチ

な調査を尽くしたか。

 $\widehat{4}$ 答弁 (「四の(6)について」によると、アメリカで死刑を存置している一部の州において、 絞首

刑ではなく薬物注射や電気殺などを採用している理由については「承知していない」とあるが、ど

のような調査を尽くしたか。

 $\overbrace{5}$ 答弁「四の (7) について」によると、 国連加盟国中、 絞首刑を採用している国の数とその理由

については 「承知していない」とあるが、 どのような調査を尽くしたか。

五 死刑執行人の苦悩

- $\widehat{1}$ は死刑について記載されていないようだが、死刑執行を担当するという極めて重要な職務を募集時 答弁 「五の(1)について」によると、 矯正施設職員の採用に当たって作成するパンフレ ツトに
- に周知徹底しないのはなぜか。
- $\widehat{2}$ ることはある」ようだが、どのような心情が吐露されるのか。 答弁 「五の(3)について」によると、 矯正施設職員からは 「折りに触れてその心情が述べられ
- $\widehat{\underline{3}}$ 下稲葉耕吉前法務大臣に送付された一通だけ 答弁 五の (4) について」によると、 死刑執行の苦悩などを記載した元刑務官らからの通信 か。 は
- $\frac{2}{4}$ ٢, ないという。 分耳を傾けなければならないものと考えている」ようだが、答弁「五の(9)について」による 答弁「五の(5)について」によると、 死刑執行を担当した刑務官には二万円の特殊勤務手当以外、心情の安定を期する特別 職員の心情等について十分耳を傾けるだけで終わりか。 政府は 「死刑執行に当たる職員の心情等については、十 耳を傾けた後の対応、 の措置は 対策は

ないのか。

- $\overbrace{5}$ 悔悟する側面もある」事例について、どの程度把握しているか。 答弁 五の $\widehat{8}$ について」の 「死刑執行に直面することによって、 把握する態勢は整ってい 自己の罪責を深く自覚し、 るか。
- $\widehat{6}$ とは国会の議決を経ない法務省の執行事務規程に基づいているようだが、人命にかかわる重大事案 答弁「五の(10)について」によると、 死刑執行を指揮する検察官の相手方が監獄の長であるこ

について、

法律の定めは必要ないのか。

 $\widehat{7}$ ため、 の担当 察官又は検察事務官がこれを行うことはできないと考えられる」とある。 直接担当するように改正案を提出したいと考えている。 公開がほとんどなされない現状では、 答弁 議員立法で死刑には法務省刑事局長、 者を定めた法律がなく、 五 の (13) について」では「現行法上、 実際に担当する矯正施設職員には苦悩がある上、 死刑執行は責任がより重大な公務員に担当させる必要が 同矯正局長が立ち会い、 死刑は行刑施設の職員が執行するものであり、 他の法律との関係で、 執行は検察官と検察事務官が 人命に 何か問題は生じる 死刑に関する か カ わ る死 刑 ある 情報 執行 検

か。

- 8 な職務を募集時に周知徹底しないのはなぜか。 \ \ 答弁 執行始末書の作成について記載されていないようだが、 五の (14) について」によると、 検察事務官募集用のパンフレットには死刑執行の立ち会 死刑執行を担当するという極めて 重要
- $\widehat{9}$ する研修が行われている」というだけで、明確に答えていない。 るための研修はなされてきたか」とただしたのに、答弁「五の(15)について」は 前回質問「五の(15)」では「検察事務官に対して、死刑執行に立ち会い、 改めて答弁されたい。 執行始末書を作成す 「刑の執行に関

六 冤罪

- $\widehat{1}$ という。 答弁 「六の(2)について」によると、 それはなぜか。 無罪判決が確定し、 担当検察官が処分された事例はない
- $\widehat{2}$ 再発防止に向けた決意が言葉だけではないことを示すには、失敗や過ちの内容を具体的に明らかに について答弁がない。 前回質問「六の(3)」では「学校や民間企業などでは通常、 なぜ過ったのかを検証するが、検察官の場合には必要ないのか」とただしたのに、 改めて質問する。 失敗や過ちを犯した反省と将来の 必要の有無

 $\widehat{\underline{3}}$ 答弁「六の(8)について」で指摘の刑事訴訟法第三百五十一条第一項の制定経緯、 当時の行政

府の考え方を明らかにされたい。

七 世論

 $\widehat{1}$ 答弁「七の(1)について」で、列挙したイギリスとフランスの世論調査の「死刑の存続に賛成

する意見」の回答とは、どのような質問事項による回答か。

- $\widehat{2}$ らず、 イギリスやフランスにおいて、 死刑が廃止されたのはなぜか。 世論調査では死刑存置を求める意見が大多数だったのにもかかわ
- $\widehat{\underbrace{3}}$ 答弁「七の(3)について」によると、 犯罪の 「被害者やその遺族が犯人の処罰について **,** \ かな

訴 る心情を有しているかについては、 の受理やその取調べ等を通じてその把握に努め、 検察官において、 それが適切に裁判結果に反映されるように 個別具体的な事件ごとに、 被害者等 か 5 努め の告

ている」ようだが、 東京都世田谷区の片山隼君の交通死亡事故で、 東京地検は被害者の遺族の「心

情」を逆なでするような対応を取った。それは被疑者が不起訴処分であり、「裁判結果に反映」す

ることがないからか。

- 4 した片山君の件では東京地検の担当者らにどのような処分をしたか。 1 ない 片山君の件をみると、答弁「七の(3)について」の「努めている」という言葉が実態を伴って のではないかという疑問を持つが、どのような努力をしているのか。 また、 法務大臣 が 陳謝
- $\overbrace{5}$ 上げられているが、政府は被害者救済の現状について、どのように考えているか。また、新たな政 犯罪被害者の救済をめぐる問題については、片山君の件などをきっかけにマスコミで数多く取り

八 情報公開と死刑

策を検討しているか。

- $\widehat{1}$ が、どのような調査を尽くしたか。 五日合併号に広島の刑場写真が掲載された経緯については「記録がなく、 答弁「八の (1) について」によると、 雑誌の出版社に問い合わせるなどしたか。 雑誌 「アサヒグラフ」一九四七年十月二十九日・十一月 承知していない」という
- $\widehat{2}$ された個 静な議論が行われることは望ましい」と考え、 答弁「八の(2)について」によると、政府は死刑をめぐって「国民の間で多角的観点からの冷 での事件の内容等はもとより、 様々な議論、 議論を理解、 諸外国の動向等」が伝えられることを挙げて 深めるものとして「死刑判決が言 い渡

いるが、 国民が死刑の執行がどのように行われているかや死刑確定者の拘置状況、 被害者の遺族救

済の現状などを知ることは答弁中の「等」に含まれているのか。

 $\widehat{\underbrace{3}}$ 答弁「八の(3)について」によると、 教科書の中には 「死刑制度の是非についての議論や諸外

国の状況等を取り上げているものがある」というが、学校現場において、人命の尊さや基本的人権

として最大に尊重される「生命」と、国家が法に基づき、人を死亡させる死刑制度は矛盾しない

- と、子どもにはどのような例を挙げて教えているのか。
- $\widehat{4}$ もあった。 は教えられてきたかなどが 神戸市の連続児童殺害事件では、 死刑制度は少年事件や学校現場にどのような影響を与えていると考えるか。 論議され、 現代の子どもが人命の尊さをどれほど理解しているか、 一部には加害者の少年を死刑にすべきとの冷静さを失った声 あるい
- $\overbrace{5}$ 答弁「八の(4)について」によると、 死刑に関する情報公開の程度と死刑に関する論議との関

係については 「判断が困難」としているが、どのような調査、 検討を尽くした上で、そうした結論

を得たか、明らかにされたい。

 $\widehat{\underline{6}}$ 前回質問「八の(6)」で指摘したとおり、六月二十五日に死刑が執行されたとの報道があっ

かけて想定される衆議院の解散から総選挙の間と予想されているが、今度も事実か。 た。新たに死刑廃止条約の批准を求めるNGOや報道関係者の間では、次の執行は年内から来年に

右質問する。